やなせたかし記念アンパンマンミュージアム振興財団
役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

（目的及び意義）

第１条　この規程は、公益財団法人やなせたかし記念アンパンマンミュージアム振興財団（以下「この法人」という。）定款第 17 条及び第 34 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(2) 報酬等とは、公益法人認定法第５条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費とし、報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第３条　この法人は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

２　別に定める一部非常勤役員等の報酬は月額とし、その他の非常勤職員等に対しては、会議出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。

３　この規程は、常勤役員等をおかないことを前提として定める。

（報酬等の額の決定）

第４条　非常勤役員等の年間報酬総額は、200 万円を上限とする。

２　非常勤役員のうち月額報酬を支払う者は、下記の通りとする。

代表理事　　月額　４０，０００円　以内の額

３　その他の非常勤役員等の報酬については、以下に定める額とする。

理事会・評議員会等出席	日額　５，１００円　以内の額	
監査業務	日額　５，１００円　以内の額	
その他の業務	日額　５，１００円	半日３，０００円　以内の額

（報酬の支給日）

第５条　報酬は、月額をもって支給する場合を除き、非常勤役員等にあっては、会議出席等必要の都度、支払うものとする。

（報酬等の支給方法）

第６条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機

関口座に振り込むことができる。
２　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（費　用）
第７条 この法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

（公　表）
第８条　この法人は、この規程をもって、公益法人認定法第 20 条第 1 項に定める報酬の支給の基準として公表するものとする。

（改　正）
第９条　この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

（補　則）
第 10 条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附　則
この規程は、公益財団法人やなせたかし記念アンパンマンミュージアム振興財団の設立の登記の日（平成　24 年　11 月　1 日）から施行する。